

認定歯科衛生士症例に関する資料の作成基準および送付方法

☆症例報告書等の作成は、

『歯周病患者における口腔インプラント治療指針およびエビデンス2018(日本歯周病学会編)』

『歯周病患者における抗菌療法の指針2010(日本歯周病学会発行)』

『歯周病患者における再生治療のガイドライン2012(日本歯周病学会発行)』

『歯周病学用語集 第3版(2019)(日本歯周病学会編)』

『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン改訂第2版(日本歯周病学会発行)』

『歯周治療の指針2015(日本歯周病学会発行)』

『歯周病と全身の健康(2016)(日本歯周病学会発行)』

に準じた用語を用いること。

1 申請症例選択基準(認定歯科衛生士試験施行細則第4条1項より)

- (1) 初診時から、メンテナンスまたはSPT期間を通して担当した歯周炎症例であること。
- (2) メンテナンス時に適正に機能している残存歯が10歯以上存在していること。
※但し、(2)は令和2(2020)年4月1日より施行する。
- (3) 症例は、炎症兆候のない症例であること。
- (4) 症例は、メンテナンスまたはサポータティブペリオドンタルセラピー(SPT)移行時から、少なくとも6か月以上維持できていること。
- (5) 厚生労働省未承認薬・材料・機械などを使用した症例は認めない。

2 資料作成基準(認定歯科衛生士試験施行細則第4条1項より)

- (1) 患者の病歴および治療経過の記録は規定通りの用紙(症例報告書)に記入し、初診時、メンテナンスまたはSPT移行時、メンテナンスまたはSPT時の口腔内写真を添えること。また、症例報告書(様式7-1、7-2)にも初診時、メンテナンスまたはSPT移行時、メンテナンスまたはSPT時の3つの時期のデータを記載すること。
- (2) 必要な検査内容
 - ・ブロービング値(1歯6点計測。ただし、本制度施行前である平成17年4月以前の初診の症例のみ1歯1点計測も可)
 - ・動揺度
 - ・BOP
 - ・PCR
 - ・根分岐部病変
- (3) 口腔内写真
 - ・初診時、メンテナンスまたはSPT移行時、メンテナンスまたはSPT時の各時点で、5枚以上(正面観、左右側面観および上下咬合面観)とする。
 - ・歯周組織の状態が明瞭に判別できる写真が望ましい。
 - ・義歯装着症例に関しては、義歯未装着の規定写真に加えて、義歯装着開始時・メンテナンスまたはSPT移行時・メンテナンスまたはSPT時の義歯装着部位の写真を必要とする。
- (4) 口腔内写真の大きさ
 - ・口腔内写真は、L判にして焼付け(原則として、ミラー像は裏焼きすること)、台紙につける。
 - ・デジタルカメラにて撮影した写真の印画の際は、鮮明な像になるよう留意する。
- (5) 口腔内写真のまとめ方
 - ・台紙は、市販のアルバム(約32×29cm)のシートのみを使用する(厚みのある表紙は外し補充用シートのみとする)
 - ・台紙はシート型で一括で貼るものが望ましいが、ポケット式のものを使用する際には、写真が落ちたりずれたりしないよう、写真の裏を糊付けするなど工夫する。
 - ・台紙の表側に自分の名前を記す。
 - ・写真の貼り方は、1症例につき、見開き4頁を使用する。症例により、このほか必要な写真の提示は、各症例の最後に貼る。
 - ・症例ごとに、最初に症例報告書(様式8)を貼る。用紙が複数の場合は重ねずに、1枚ごとに貼り、その次のページから、初診時の写真、メンテナンスまたはSPT移行時、メンテナンスまたはSPT時の写真とし、比較しやすいように配置させる。
 - ・患者氏名は、イニシャルで記入する。

3 注意事項

- 1 口腔内写真の症例番号・イニシャルは、症例報告書(様式6)と同じにし、症例発表するケースを症例1(筆頭)にすること。
- 2 認定審査料(10,000円(消費税別))の郵便振替票兼受領票は、A4サイズ用の紙にコピーすること。
- 3 申請書類(様式1～様式5)と認定審査料の郵便振替票兼受領票のコピーは、一括して綴じること。
- 4 症例報告書(様式7-1)と(様式7-2)は症例ごとに重ね、その上に申請患者一覧表(様式6)を重ねて綴じること。
- 5 申請書類(様式1～5)と認定審査料の郵便振替票兼受領票のコピー、歯科衛生士免許証のコピー、症例報告書(様式6, 7-1, 7-2)は、角2(A4)サイズの封筒にまとめ入れること(表面に自分の名前を記すこと)。
- 6 症例中、明らかに説明を必要とするもの(特殊なケース・処置内容・その背景など)は、あらかじめ症例報告書(様式8)の症例中にコメントを記入すること。

4 送付方法

- 1 口腔内写真の貼り付けたシートは、穴を開け、紐類で縛る。
- 2 書類の入った封筒と写真を「ゆうパック(書留)」の袋を用いて、封筒の表に「認定歯科衛生士申請書在中」と朱書きし、下記宛に簡易書留で送付する。
- 3 申請書類送付先
〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4階 (一財)口腔保健協会内
日本歯周病学会歯科衛生士関連委員会宛

認定歯科衛生士症例に関する電子媒体による資料提出について

認定歯科衛生士試験では、従来の紙媒体による書類の提出および写真アルバムまたは電子媒体による症例資料の提出を受け付けております。奮って下記の要領で申請下さい。

1 申請症例選択基準(認定歯科衛生士試験施行細則第4条1項より)

- (1) 初診時から、メンテナンスまたはSPT期間を通して担当した歯周炎症例であること。
- (2) メンテナンス時に適正に機能している残存歯が10歯以上存在していること。
※但し、(2)は令和2(2020)年4月1日より施行する。
- (3) 症例は、炎症兆候のない症例であること。
- (4) 症例は、メンテナンスまたはサポートペリオドンタルセラピー(SPT)移行時から、少なくとも6か月以上維持できていること。
- (5) 厚生労働省未承認薬・材料・機械などを使用した症例は認めない。

2 資料作成基準(認定歯科衛生士試験施行細則第4条1項より)

(1) 患者の病歴および治療経過の記録は規定通りの用紙(症例報告書)に記入し、初診時、メンテナンスまたはSPT移行時、メンテナンスまたはSPT時の口腔内写真を添えること。また、症例報告書(様式7-1, 7-2)にも初診時、メンテナンスまたはSPT移行時、メンテナンスまたはSPT時の3つの時期のデータを記載すること。

(2) 必要な検査内容

・ブローピング値(1歯6点計測。ただし、本制度施行前である平成17年4月以前の初診の症例のみ1歯1点計測も可)

- ・動揺度
- ・BOP
- ・PCR
- ・根分岐部病変

(3) 口腔内写真

・初診時、メンテナンスまたはSPT移行時、メンテナンスまたはSPT時の各時点で、5枚以上(正面観、左右側面観および上下咬合面観)とする。

・歯周組織の状態が明瞭に判別できる写真が望ましい。

・義歯装着症例に関しては、義歯未装着の規定写真に加えて、義歯装着開始時・メンテナンスまたはSPT移行時・メンテナンスまたはSPT時の義歯装着部位の写真を必要とする。

3 提出資料について

- (1) 口腔内写真およびエックス線写真の提出には、「認定歯科衛生士提出用テンプレート」(ppt, pptx版)を用いること
- (2) アナログ写真をデジタル化する場合には、300dpi以上の画素数でスキャニングを行うこと
- (3) それぞれのデジタル(化)写真をテンプレートに記載してある要領で整理すること
- (4) 写真を組み込んだテンプレートを、「認定歯科衛生士症例〇. 申請者〇〇〇〇」としてフルネームで保存すること。さらにPDF版に変換したテンプレートも保存すること
- (5) 保存したPDF版のテンプレートをCD-Rにコピーし、紙媒体にプリントアウトすること

4 注意事項,

- 1 口腔内写真の症例番号・イニシャルは、症例報告書(様式6)と同じにし、症例発表するケースを症例1(筆頭)にすること。
- 2 認定審査料(10,000円(消費税別))の郵便振替票兼受領票は、A4サイズの内紙にコピーすること。
- 3 申請書類(様式1~様式5)と認定審査料の郵便振替票兼受領票のコピーは、一括して綴じること。
- 4 症例報告書(様式7-1)と(様式7-2)は症例ごとに重ね、その上に申請患者一覧表(様式6)を重ねて、綴じること。
- 5 申請書類(様式1~5)と認定審査料の郵便振替票兼受領票のコピー、歯科衛生士免許証のコピー、症例報告書(様式6, 7-1, 7-2)は、角2(A4)サイズの封筒にまとめ入れること(表面に自分の名前を記すこと)。
- 6 症例中、明らかに説明を必要とするもの(特殊なケース・処置内容・その背景など)は、あらかじめ症例報告書(様式8)の症例中にコメントを記入すること。

5 送付方法

- 1 書類の入った封筒とCD-Rを「ゆうパック(書留)」の袋を用いて、封筒の表に「認定歯科衛生士申請書在中」と朱書きし、下記宛に簡易書留で送付する。
- 2 申請書類送付先
〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込T Sビル4階 (一財) 口腔保健協会内
日本歯周病学会歯科衛生士関連委員会宛